

第24期第11回農業委員会総会

- ◇日時 令和3年5月14日（金）午後2時00分
- ◇場所 昭島市役所301会議室
- ◇出席委員 1番 谷部英治 3番 小町江津子 4番 石川光雄 5番 坂本 陽  
6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和 9番 指田貞芳  
10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治 13番 野島喜博
- ◇欠席委員 2番 鈴木 実
- ◇議事録署名委員 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康
- ◇事務局 薬袋事務局長 飯島農政係長 書記 石川
- ◇会議に付した事項 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について  
議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について  
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）  
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
- 議 長 それでは、只今から、第11回農業委員会総会を開催します。  
本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は  
10番 木野委員 11番 宮崎委員 を指名します。
- これより本日の議事に入ります。  
本日の総会議案は、  
議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について (1件)  
議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について (2件)  
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決） (1件)  
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決） (1件)
- 議 長 それでは、議案第1号 番号1 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について  
上程いたします。事務局より提案説明願います。
- 事務局長 はい、事務局。議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について  
上記の議案を次の通り提出する。令和3年5月14日 提出者 昭島市農業委員会  
会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑  
面積567㎡、被相続人は、■■■■ ■■■■ 相続人は、■■■■ ■■■■  
相続開始年月日は、令和2年9月18日 被相続人との続柄は、子でございます。  
以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。
- 議 長 農政係長より補足の説明願います。
- 農政係長 机上に追加資料で税理士より図面をいただきました。今回の圃場の面積でございますが、赤い四角の面積が該当面積です。四角の左下16番と右下17番は現地

で杭のようなマークがあったところになります。筆は、そこから北の道路までですが北側に看板が設置してある土地があるので納税猶予はその面積を引きます。資料の上の方に「特別除外」と記載されています23.68㎡です。この面積は、前回の納税猶予の時に計っています。実測の面積544.09㎡から23.68㎡を引いた520.41㎡が納税猶予の面積となります。パトロール終了後に本人にも確認しています。

議長 続きます、当該農地の耕作状況について説明願います。  
地区委員の12番 清水委員説明願います。

12番委員 はい、説明致します。  
番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年5月6日 立会いは、申請者、会長、A班（細井委員、石川委員、坂本委員、高垣委員）です。土地の案内につきましては、■■■■の踏切から、■■■■の側道を■■■■方面へ約250m進み、側道南に面する農地です。農地の状況ですが、管理良好の多品種栽培農地でございます。現況農地北側にある看板部分は納税猶予から除外してあります。農地南部分に中木（榭）がありました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春と夏は、インゲン、トマト、ナス、キュウリ、ジャガイモ、タマネギ、スイカ。秋と冬は、大根、白菜、キャベツ、ブロッコリーです。出荷状況は、■■■■、■■■■、■■■■です。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。  
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付します。

議長 次に、議案第2号 番号1 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上程いたします。事務局より提案説明を願います。

事務局長 はい、事務局。議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 上記の議案を次のとおり提出する。令和3年5月14日 提出者昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積753㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積2,261㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積347㎡ 面積合計3,361㎡ 申請者につきましては、■■■■ ■■■■ 申出事由につきましては、令和2年7月27日 ■■■■氏 死亡のため 以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長 続きます、当該農地の耕作状況について、説明願います。  
地区委員の8番 篠委員説明願います。

8番委員 はい、説明いたします。  
申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査年月日は、令和3年5月6日 土地の案内ですが、■■■■交差点を東に■■■■方面へ214m進み、北へ入り56m進んだ左右の農地です。農地の状況ですが、栗16本、ユズ13本、柿1本、ビワ1本、周囲にツバキ2本、ドウダンツツジ2本が植栽され、他にジャガイモ2作、ネギ1作を栽培されておりました。地番■■■■は、南北21m東西12mは竹林、地番■■■■は周囲に高木、中木が20数本植栽されており、他は全面的に草丈約30cmの状態でした。農地として認められない部分はありません。指摘事項は、特にありません。  
以上です。

議長 以上、説明9が終わりました。これより質疑を行います。  
質疑等ありませんか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないものと認め本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を交付します。

議長 次に、議案第2号 番号2 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上程いたします。事務局より提案説明を願います。

事務局長 はい、事務局。議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 上記の議案を次のとおり提出する。令和3年5月14日 提出者 昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積511㎡ 同じく地番■■■■の一部 登記簿畑 現況畑 面積483㎡ 同じく地番■■■■の一部 登記簿畑 現況畑 面積957㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積874㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,213㎡ 面積合計4,038㎡ 申請者につきましては、■■■■ ■■■■ 買い取り申請事由につきましては、令和3年4月26日■■■■氏 故障のため、以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について、説明願います。  
地区委員の4番 石川委員説明願います。

4番委員 はい、説明いたします。  
申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査年月日は、令和3年5月6日です。土地の案内ですが、■■■■交差点を北へ約154m進み、左折し、約43m進んだ十字路を右折し、約66m進んだ十字路に面した北側両脇の農地です。農地の状況ですが、西側には梅の木13本、東側には梅の木90本、あんず5本、柿6本、すもも3本栽培され、東側の境には、お茶木が栽培しておりました。農地と認められない部分はありません。指摘事項は、下草刈りのお願いをしました。  
以上です。

議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑等ありませんか。
委員一同	ありません。
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし
議 長	異議がないものと認め、本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を交付します。
議 長	次に、報告第1号 番号1 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。
事務局長	はい、事務局、報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積64㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積119㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積47㎡ 面積合計230㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は、自用住宅でございます。以上、よろしくお願い致します。
議 長	続きまして、当該農地の耕作状況について、説明願います。地区委員の12番 清水委員説明を願います。
12番委員	はい、説明を致します。番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査年月日は、令和3年5月11日 土地の案内につきましては、■■■■街道の■■■■交差点を北に向かい、約80m進んだ■■■■の先、■■■■に面した東側の土地です。農地の状況は、個人宅です。周辺の状況は、東は、住宅。南は、住宅。西は、道路。北は、住宅です。転用事業の関連する特記事項は特にありません。以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。
議 長	次に、報告第2号 番号1 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。
事務局長	はい、事務局。報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積171㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積132㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積160㎡ 面積合計463㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ ■■■■ 転用目的は、所有権移転で分譲住宅でございます。
議 長	続きまして、当該農地の耕作状況について、説明願います。地区委員の10番 木野委員説明を願います。

10番委員

はい、説明致します。

番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査年月日は、令和3年5月9日 土地の案内につきましては、■■■■信号を東へ150m進み、次の信号を左に20m進み、一つ目の路地を左に20m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、一面雑草で立看板が立ててありました。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、駐車場とレンタルボックス。西は、住宅。北は、赤道です。転用事業の関連する特記事項は特にありません。  
以上です。

議 長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長

以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者		印
議 長		
委 員		
委 員		